

整理番号	環境一法申-2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)(06-6615-7984)			
処分担当名	同上			
処分の名称	建築物用地下水の採取の許可(変更許可を含む)			
概要	建築物用地下水の採取の規制に関する法律は、地盤沈下の防止のために、規制地域内における、建築物用の、一定規模以上の揚水設備について、ストレーナーの位置と吐出口断面積を許可基準として定め、国民の生命及び財産の保護を図り、それにより公共の福祉に寄与することを目的としています。なお、大阪市内の当該許可は、大阪市長が行います。			
根拠法令等 及び条項	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第1条・第2条 環境省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第3条			
審査基準	<p>1. 規制対象</p> <p>①用途 冷暖房設備用・水洗便所用・自動車車庫に設けられた洗車設備用・公衆浴場法による公衆浴場用(浴室面積の合計が150㎡を超えるもの)</p> <p>②規模 吐出口断面積が6cm²を超えるもの</p> <p>③指定地域 大阪市全域</p> <p>2. 許可基準 次に掲げる地域内の揚水設備については、各地域ごとに、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、それぞれ同表の基準に該当しなければなりません。</p>			
		地 域	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積
	(一)	次の各号に掲げる鉄道及び道路以西の区域 一 阪急電鉄神戸本線 (大阪市と豊中市の境界から一般国道176号線との交差点まで) 二 一般国道176号線 (前号に掲げる交差点から終点まで) 三 一般国道26号線	地表面下600m以深	21cm ² 以下
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	地表面下500m以深	21cm ² 以下	
	<p>ただし、二以上の揚水設備を用いて帯水層にある被圧地下水の揚水及び還水を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷暖房の用に供する事業(採取した地下水の全量を外気に接することなく同一の帯水層へ還元するものに限る)について、次の要件を満たす場合に地下水の採取に係る特例措置を適用する。(事業で用いるストレーナー位置、ポンプの吐出口断面積は、実証試験の範囲内とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施場所は、連続した敷地で一体的に開発を行う区域で、連続した地層構成及び同一の地質を有すること ・事業実施場所が、土質測定の結果から、過圧密の状態にあり、揚水時の圧密圧力が圧密降伏応力に対して十分に小さいと認められること ・事業実施場所において、事業と同程度の規模で実証試験を行い、地下水位、地盤高、地下水の水質及び間隙水圧に著しい変化が認められないこと ・シミュレーションにより地下水の温度に著しい変化が認められないと想定されること ・維持管理及び緊急時の対応に関する計画の策定、揚水設備の試運転の実施並びに実施期間中のモニタリングの実施及び報告等の必要な措置が講じられていること 			
標準処理期間	30日			
経由日数	なし			
提出先	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)			
提出時期	随時			
提出方法	地下水採取許可申請書に必要書類を添付して、環境局環境管理部環境管理課に提出してください。			
手数料	なし			
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)			
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000393638.html			
備考				